

# 令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会

日時：令和3年1月27日（水）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

## —— 会 議 次 第 ——

### 議 事

#### 1 答 申

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書

#### 2 諮 問

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案

#### 3 受理報告

#### 4 その他

### 【審議資料】

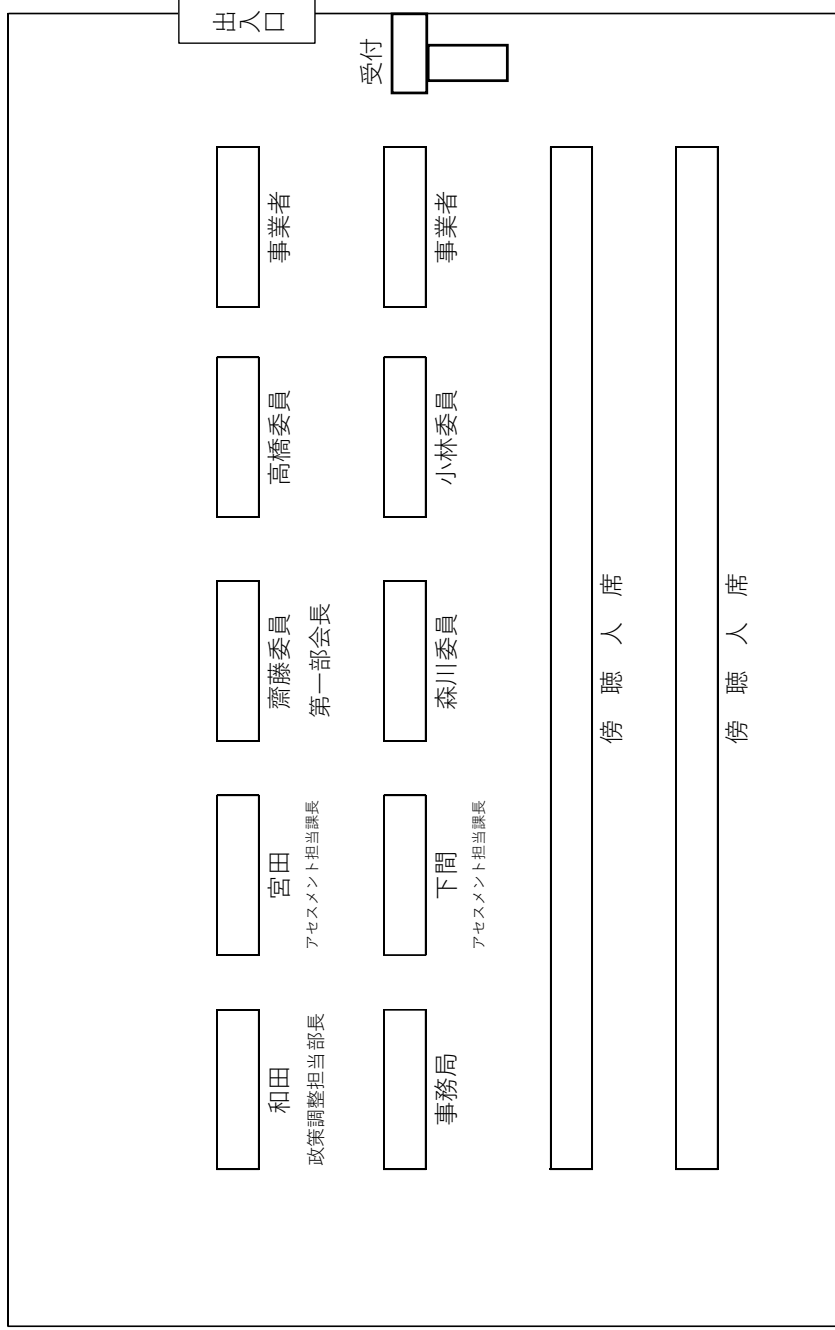
資料1 「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書について

資料2 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審査会」総会 座席配置

日時：令和3年1月27日（水）午前10時～  
 場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



<テレビ会議による出席者>

- |       |      |
|-------|------|
| 審議委会長 | 柳委員  |
| 第二部会長 | 坂本委員 |
| 荒井委員  | 袖野委員 |
| 池邊委員  | 寺島委員 |
| 池本委員  | 宮越委員 |
| 奥委員   | 平林委員 |
| 日下委員  | 宗方委員 |
| 玄委員   | 保高委員 |
| 小堀委員  |      |

(15名)

資料 1

令和3年1月27日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年11月17日に「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である区役所通りは、片側一車線であり、また、大井町駅前に通じる道路であることから、交通量の増加による影響が懸念されるため、大気汚染及び騒音・振動の影響に十分に配慮した適切な環境保全措置を講じること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2 年 11 月 17 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 3 年 1 月 20 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、 史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、 廃棄物、温室効果ガス) ・ 総括審議
審議会	令和 3 年 1 月 27 日	・ 答申

2 環 総 政 第 4 6 5 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 1 月 27 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 516 号 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案

## 受 理 報 告 ( 1 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	一般国道 20 号日野バイパス ( 延伸 ) II 期建設事業	令和 3 年 1 月 12 日
2 事後調査報告書	目黒清掃工場建替事業 ( 工事の施行中その 1 )	令和 2 年 11 月 27 日
	( 仮称 ) 東京港臨港道路南北線建設計画 ( 工事の施行中その 2 )	令和 2 年 12 月 21 日
	豊田南土地区画整理事業 ( 工事の施行中その 4 )	令和 2 年 12 月 23 日
3 変 更 届	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業	令和 2 年 11 月 14 日
	株式会社昭和石材工業所古里鉦業所採掘区域拡張事業	令和 2 年 11 月 24 日
	( 仮称 ) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	令和 2 年 12 月 14 日
	福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業	令和 2 年 12 月 23 日

## 12月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和2年12月23日

### ■変更届

事業名：（仮称）赤坂二丁目プロジェクト

事業者名：森トラスト株式会社

項目	助言事項	事業者回答
大気汚染	1 工事期間の延長と平準化により、建設機械からの窒素酸化物排出量の月間最大値や、工事期間全体での排出自体も削減できることが確認できました。 工事期間の延長に伴う周辺環境への影響に考慮し、今後も、しっかりと環境保全のための措置に取り組むよう要望します。	工事期間の延長に伴う周辺環境への影響について、今後もしっかりと環境保全のための措置に取り組んで参ります。



## 1 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年1月27日

### ■変更届

事業名：大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業

事業者名：三菱地所株式会社

項目	助言事項	委員
大気汚染	1 <p>建設計画がより具体的になるとともに、予測に関わる建設機械・工事用車両の内容や台数を丁寧に見直し、同時に関連するパラメータも更新されています。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値が変更前より軽減されているのは良いことですが、寄与率が高く、環境基準を超えている値であることは変わりませんので、工事期間においては引き続き環境保全に向けた取り組みを続けていただければと思います。</p> <p>熱源施設からのNOx排出量が小さくなりましたが、計画が具体化される中で出力が計画時より少なくなったからなのか、それともより低公害の仕様のあるものを選択した結果なのかどちらでしょうか。</p>	森川委員
大気汚染	2 <p>p. 90 でNO2が環境基準を超過するのですが、変更前後でバックグラウンドが下がっているのに寄与率が高くなるのはその要因もあると思いますが、年平均値が高くなっているのに日平均値の年間98%値が低くなっているのは換算式が異なっているためでしょうか。バックグラウンドが下がっているのに年平均値が高くなっていることから環境負荷はそれなりに高くなっていると感じます。その対応として、最新機種の使用、集中稼働の回避、効率的な稼働、アイドリングストップ等の定性的な措置についておそらく変更前と同じ記載がなされていますが、定量的に数値が高くなっていることが明らかなので定量的な対策が必要ではないでしょうか。</p>	池本委員
大気汚染	3 <p>当該地区は他の条例アセス規模の事業が複数あり、複数工事の工事関係車両が通行する可能性も考えられ、情報を共有し、より具体的な対策をしっかりと講じる必要があるのではないのでしょうか？周辺事業との建設工事に関する協議ではどのような検討が行われているのでしょうか？</p>	池本委員
騒音・振動	1 <p>この変更によっても騒音・振動の影響評価の結論が変わらないのは、妥当だと思います。ただ、工事用車両が走行する道路の一部は現況でも騒音の基準値を超えているため、車両走行に伴う騒音の低減に常に留意して下さい。</p>	高橋委員
日影	1 <p>常盤橋公園は今回の変更により更に日照時間が減り、年の半分は日照時間が得られない状況となりました。近隣公園の環境が悪化した分を補う豊かな外構計画にいただければと思います。</p>	宗方委員

事業名：(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

事業者名：三田三・四丁目地区市街地再開発組合

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	この変更によっても騒音・振動の影響評価の結論が変わらないのは、妥当だと思います。ただ、工事期間が20ヶ月延長になることから、地域住民とより一層の円滑なコミュニケーションを図って下さい。	高橋委員

事業名：福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業

事業者名：羽村市

項目	助言事項		委員
全体	1	事業期間が長期にわたることで、近隣の他の開発事業と時期が重なることがある場合には、よく調整を行い、環境負荷が増幅しないように配慮ください。	袖野委員
全体	2	各項目の影響評価は変わらないということですが、工事期間が15年も延長になることから、地域住民と円滑なコミュニケーションを図り、良好な関係を維持しながら事業を進めて下さい。	高橋委員